

第6章



その他

- 1 計画の評価・見直し
- 2 計画の公表・周知
- 3 個人情報の取扱い
- 4 地域包括ケアに係る取組
- 5 その他留意事項
(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施)

6 その他

本計画に関しての公表・周知及び評価・見直し方法等を示します。

1 計画の公表・周知

本計画の策定・変更時は、広報いたばし、ホームページ等で公表するとともに、被保険者へわかりやすい情報提供を図ります。

2 計画の評価・見直し

実施する事業ごとに板橋区医師会と連携を図るとともに、板橋区健康づくり推進協議会及び板橋区国民健康保険運営協議会において保健事業の実施状況や結果を報告します。保健事業の実施にあたっては、東京都国民健康保険団体連合会及び同連合会に設置されている保健事業支援・評価委員会の支援・助言を活用します。

計画期間の中間年度である令和8（2026）年度を目安に、目標の達成状況及び事業実施状況の評価・調査を行います。新たな課題や状況の変化を踏まえ、PDCAサイクルに沿って保健事業を展開するとともに、必要に応じて計画の見直しを行い、適宜修正します。

3 個人情報の取扱い

特定健康診査・特定保健指導の実施結果は、健診実施委託医療機関から板橋区医師会及び練馬区医師会に集約した後、再委託先の事業者によりデータ化を行い、電子データの形態で「板橋区保健衛生システム」に登録し、5年間保存します。

また、個人情報の取扱いに関しては、「個人情報の保護に関する法律」「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、職員・事業者に周知を図り、外部に委託する際は、同様に取り扱うように委託契約書に定め、委託先の契約遵守状況を管理します。

4 地域包括ケアに係る取組

今後迎える超高齢化社会に対応するため、国保部門として地域包括ケアシステムの取組を推進し、地域の健康課題の分析を行い、関係者間で共有しながら事業に取り組んでいきます。

5 その他留意事項

衛生部門・国保部門共通のシステムを活用して、特定健康診査の受診券とセット検診（大腸がん、肝炎ウイルス、前立腺がん、胃がんリスク）の受診券を1つにまとめ、同時に受診ができるよう交付しています。

また、保健事業を推進するにあたり、地域全体の健康課題を解決していくためのポピュレーションアプローチについて衛生・高齢・介護・国保部門が連携することにより実施していきます（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施）※。

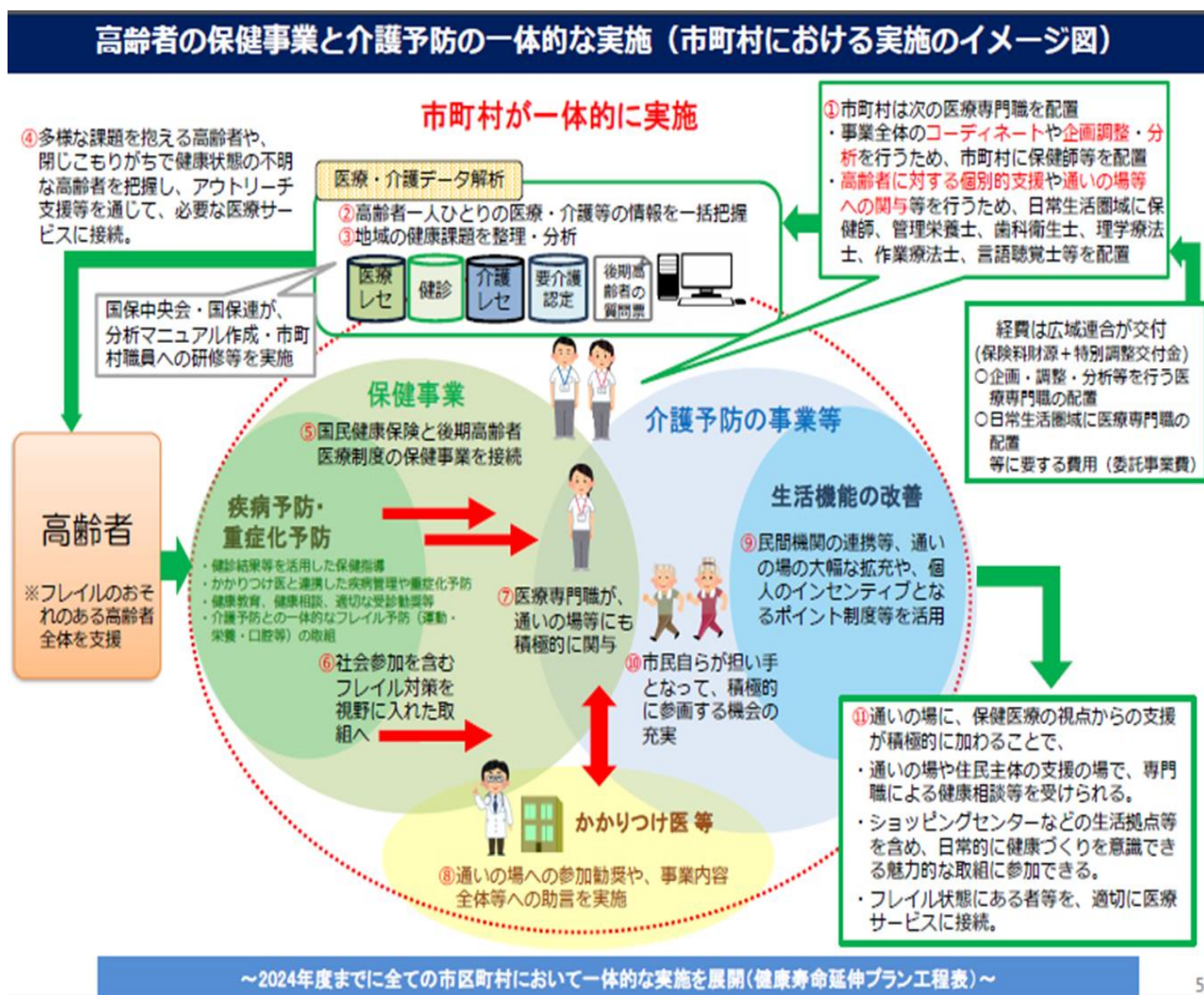
※高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

国（厚生労働省）は、団塊ジュニアが高齢者となる令和 22（2040）年までに、健康寿命の延伸を図ることを目的とした取組の一つとして、介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施することを重点取組分野としています。

わが国の医療保険制度においては、75 歳に達すると、それまで加入していた国民健康保険等から後期高齢者医療制度の被保険者に移行しますが、各種の保健事業については、各保険者の責任において実施しているため、継続性に課題があります。

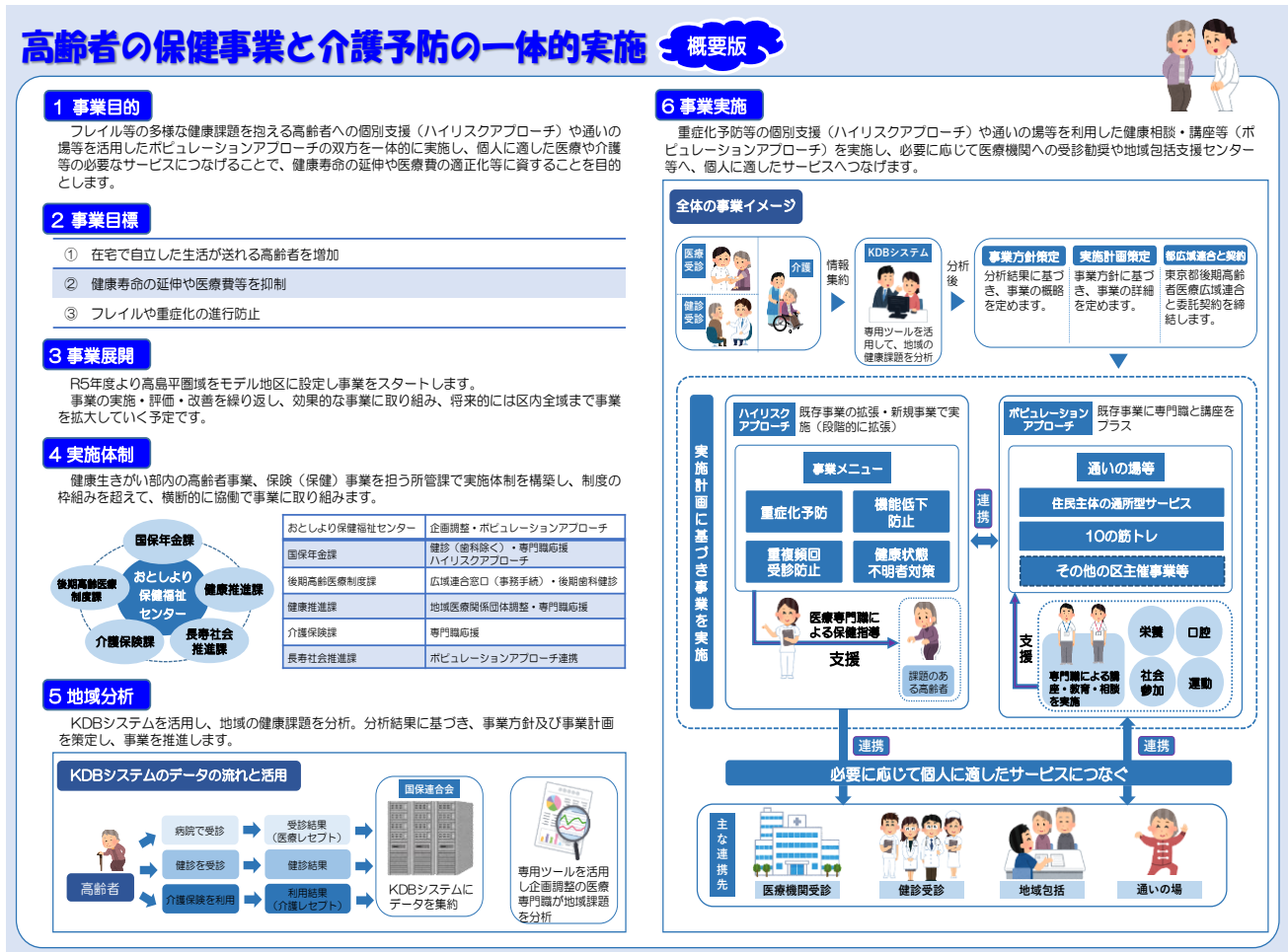
この課題解決に向けて、令和元（2019）年 5 月に「健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 9 号）が公布され、令和 2（2020）年度から区市町村による「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（以下「一体的実施）」が推進されることとなりました。

こうした経緯を踏まえ、板橋区では国（厚生労働省）の示すガイドラインに基づき、令和 5（2022）年度より、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）及び医療専門職による地域の通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）の双方を既存事業の拡充等を図りながら実施しています。



出典：厚生労働省_高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版

●板橋区の一体的実施事業イメージ



(1) 一体的実施における主な保健事業

①ハイリスクアプローチ

【事業概要】

○生活習慣病重症化予防事業（令和5（2023）年度新規事業）

血糖値と血圧のコントロールが不良となっている人を対象に、医療機関への受診勧奨やかかりつけ医との連携を図りながら、面接又は電話にて1人当たり3か月間、生活習慣改善指導を実施します。

○今後のハイリスクアプローチ

生活習慣病重症化予防事業の他にも、国（厚生労働省）において、低栄養予防や口腔機能低下防止等のハイリスクアプローチがメニュー化されています。板橋区においては、地域の健康課題の分析結果や一体的実施で行った事業の実施結果・事業評価を踏まえ、健康課題の解決に向けた取組や方法等を検討します。